

## 函館市住宅騒音防止工事設計監理業者指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市住宅騒音防止工事補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第13条に基づく設計監理業者の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定業者)

第2条 住宅騒音防止工事にあたる設計監理業者（以下「設計監理業者」という。）で、市長が指定する業者は、函館市契約条例施行規則（昭和39年函館市規則第4号）第2条の規定に基づく入札者の資格を有し、函館市内に本店を持つ業者とする。

2 市長は、事業量または事業推進のため、必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず設計監理業者を別に指定することができる。

(指定の申込)

第3条 前条第2項の規定により、市長が別に設計監理業者を指定しようとするときは、市長は指定しようとする設計監理業者に対し、函館市住宅騒音防止工事設計監理業者指定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えさせて提出させなければならない。

- (1) 技術者名簿および従業員名簿
- (2) 使用印鑑届および印鑑登録証明書
- (3) 商業登記簿謄本（個人にあつては営業証明書）
- (4) 役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(指定)

第4条 第2条第2項の規定により、市長が別に設計監理業者の指定をするときは、前条に基づいて提出された書類の審査および住宅騒音防止工事に関する実績等を考慮し、指定するものとする。

2 前項に基づいて、設計監理業者の指定をすることと決定したときは、函館市住宅騒音防止工事設計監理業者指定書（別記第2号様式）を交付する。また、指定をしないことと決定したものには、通知書（別記第3号様式）により通知する。

(届出)

第5条 前条により指定を受けた業者およびその関係人は、次に掲げる事由が生じたときは、速やかに市長にその旨を届出なければならない。

- (1) 事業を廃止したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。
- (3) 組織を変更したとき。
- (4) 事業所を移転したとき。

(指定の取消し)

第6条 市長は、指定業者が次の各号の一に該当することになったときは、函館

市住宅騒音防止工事指定業者の指定を取り消すことができる。

この場合指定業者に損害を及ぼすことがあっても市はその責めを負わない。

(1) 交付要綱に違反したとき。

(2) 不正な行為があったとき。

(3) 住宅騒音防止工事の施工上著しく支障があると認められるとき。

(細目)

第7条 この要綱に定めるほか、実施に関する細目は市長が別に定めるものとする。

附則

1 この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

2 この要綱は、昭和60年1月1日から適用する。

3 この要綱は、平成2年11月9日から適用する。

4 この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

5 この要綱は、平成20年6月23日から適用する。